

「その働き方、考えましょう」と訴えます

～A「犬咬み公務外取消」 B「損害賠償請求」 C「うつ病公務外取消」

6年に及んだ3裁判の勝訴を得て～

深澤佳人

働くもののいのちと健康を守る山梨県センター 事務局長
3裁判元原告・元控訴人・元被控訴人

貴重なページをいただき会員皆様に感謝いたします。

私は3つの行政訴訟を起こし、その2つは東京高裁まで進みました。一審では全て原告、二審は控訴人と被控訴人を経験しました。サブタイトルで最初のものから、A・B・Cに分けると、AとCは「公務外の災害」という行政処分を不服とし、その「処分の取り消し」を求めたもの。Bは、パワハラを受けたことについての損害を国家賠償請求法に基づき、任命権者の山梨県と服務監督者の甲府市を相手に起こしたものです。

AとCは行政と言っても、独立行政法人となった地方公務員災害補償基金(以下「地公災基金」)を被告としました。民主党政権以前は国の直轄でしたが、当時の「仕分け」により独法化、これにより、情報公開や不服審査において厄介さが増し、議会のメスが入りにくくなった行政機関です。「国」を相手にするより複雑になったとも言われています。

事件の内容や裁判の経緯は、時事通信社の『内外教育』で、大阪大学大学院の小野田正利先生が、シリーズ「モンスターペアレント論を超えて」の中、4回にわたり連載していただきました。他にも『判例時報』『労働判例』、簡便には「日本教育新聞」で何度となく報道、解説されています。ご希望があれば、直接に資料をお送りします。

Aの「犬咬み」

教員の勤務形態と補償の範囲を一定程度、明らかにできました。地公災基金の規則によると、教員の公務とされる時間は極めて限定的であるということ、校長の職務命令があり「公務上」と主張しても、地公災基金の行政決定は「公務外」になる場合が多いということです。ここに「給付法」

の問題点が浮き彫りになります。教員の在勤(校)時間を明らかにし、勤怠管理をしっかりとさせ、労務管理責任が出てきています。

この事件は、2012年、夏季休業中の日曜日、市内一斉に防災訓練が地域ごとに行われた日に起きました。勤務校の教員は全員、校区各地区に別れ向かいました。深澤も指定された場所に向かいました。その途中、深澤は普段から指導に難しい児童に防災訓練参加を促し、併せて忘れ物を届けようしたところで起きてしまいました。

これについて、地公災基金は、「週休勤務振替簿に記載がない」「校長が勤務を命令しておらず、依頼だと言っている」「市内25校校長へ調査を行ったところ、25校全ての校長は、勤務の扱いをしていない(裁判になってからの調査)などを理由に「公務外の災害」と主張しました。

第一審の甲府地裁では、これらのことを踏襲し、さらには「通勤経路から離れたこと、新たな危険に入ったこと(は本人の責任)」として、原告(深澤)の訴えを棄却しました。

東京高裁に控訴しました。控訴審では「校長の黙示的命令があった」「他の教員も休めない状況にあった」「甲府市教育委員会から各校校長に参加の指示があった」「通勤経路上で、担任としての公務と認められる」「市内25校校長への調査は信用できない」などの理由で、逆転して「公務上の災害」と東京高裁は認めました。

Bの「損害賠償」

「パワハラ裁判」とも言われ、優越地位の者が、たとえパワハラの意識がなくても特に教員について、パワハラとなってしまう例をはっきりさせたことです。

この裁判は、甲府市と山梨県が「連帯して295

万円の損害賠償を支払え」という第一審甲府地裁の判決受け入れ確定しました。実際は、任命人事権より、服務監督権が優先され、甲府市が全額を深澤(原告)に支払いました。

この裁判では、教員特有の場面におけるものがあります。パワハラという一般的なには、暴力や暴言などがある場合が多いのですが、何の過失がない教諭である深澤に対して、校長が「(犬の)飼い主に謝罪に行け」と言ったこと、犬の飼い主に対して深澤が「損害保険に入っていたら、使ってほしい」と言ったことについて、飼い主の「地域の者に賠償を請求するとは、ヤクザのような教員だ」などとの批判を、校長は全面的に受け入れてしまい、丸く収めようとしたことが主な理由でした。

裁判では命令とありますが、私にとっては「強要」だったと思っております。悪くもないのに、謝りに行くなど、教員にとっては致命的です。教員生活を続けていくのが困難になります。深澤は「うつ病」になってしまいました。これだけではなく、甲府地裁は「妻を呼び出し、このまま休むと教頭昇進に影響する」や「何度も家に(学校に)出て来いと電話をした」「診断書を疑って、主治医に症状を(深澤に)無断で聞きだそうとした、クリニックに立ち上がった」がありました。この他にもパワハラは、赴任当時から40以上ありました。

県や市は、控訴しませんでした。「控訴しないで下さい」という多くの声が、葉書やファクス、電話などで、県教委や市教委に届けられたことが、「控訴を断念させた」と考えています。「過労死問題を考える家族の会」や「働くもののいのちと健康を守る(全国・各)センター」の皆様には本当に感謝しています。誠にありがとうございました。

しかし、「県と連帯して賠償せよ」との判決ではありましたが、甲府市だけが全額を負うことになってしまっています。この理不尽さは未だに抱えています。甲府市に対しては「住民監査請求」を行い、その決定内容によっては「住民訴訟」も視野に入れています。

当該の校長は、なんのところがめもなく、また、当時の市教委職員はなんの処分も行われていないのが現状です。

Cの「うつ病」

これはあまり報道されておりませんでした。その病気の発症はいつかをとらえ、被災者に対しどのような場合、その強度が「中」や「強」となるかがありました。これまでは、暴力や暴言が主でしたが、この裁判では、初めてその職種、つまり教員としての職務において、その性質や平均的個体として、どう悪影響があったかが判示されています。

「公務上の災害」と甲府地裁では判断されましたが、地公災基金は控訴しました。これは事実上、被災者への「いじめ」です。税金で控訴していることについて憤慨します。

支援していただいている団体とともに、控訴を断念するよう要請もしました。また、北海道の例に習い「自庁(地公災基金)取り下げ」(基金側が自ら「業務外」を取り消して「業務上」とする)をあえて要請(提案)しましたが、地公災基金はこれを無視しました。

東京高裁でも甲府地裁同様に、「認定基準」に沿った形で、「公務上」を認めました。地公災基金の「公務外」という主張は、完膚無く退けられました。元々、地公災基金は自らの基準で、認定しないようなバイアスを働かせているとしか思えません。



この後日談があります

少々説明させていただきます。2019年1月に甲府地裁判決、同年8月に東京高裁判決でした。しかし、山梨県教育委員会は、深澤の給与表の号給や被災当時の補填されるべき給与の計算が出しておらず、深澤はやむなく、山梨県人事委員会に「措置の要求」することになりました。併せて、県人事委員会には、山梨県に甲府市が給与面で深澤に肩代わりした分を、戻入することも求めました。前者は人事委員会の「判定(勧告)」を受けて、遅れに遅れて、年が明けた

2月に解決しました。その際、遅滞した分を法定金利を付けさせました。後者について、人事委員会は「措置要求に該当しない」としてしまいました。つまり棄却です。

2020年11月6日、甲府監査委員事務局に、深澤は住民の一人として、「住民監査請求」を起こしました。「甲府市長に元校長へ求償せよ」という勧告を出すよう監査委員に請求しました。

11月27日、深澤(請求人)の口頭意見陳述がありました。その時、一人の監査委員の暴言がありました。「犬に咬まれたのはあなたの責任だ」「教員の給与に見合う仕事をしていたのか」「提出されたものは証拠にならない、あなたの自作自演だろう」この他にも、深澤の病気を嘘だとも、また、子どものために仕事をしていない、などと言いました。

こちらが、「監査に関係して質問をしてください、判決で確定していることを聞かれてもしかたありません」と言っても、「まだまだ、こんなにある」と資料の付箋を深澤に見せつけました。このこと

を傍聴していた報道記者が記事にしました。これを受けてか、この監査委員は監査から外されました。

この暴言をきっかけに、市民の関心が一気に高まっています。60日以内に決定されなければならず、2020年内には、棄却か勧告の決定がなされます。後日、報告させていただける機会を望んでおります。

今、教員の「働き方改革」が叫ばれております。私は、これから、65歳まで教員として働くことを念頭に、その持続可能な状態や環境が重要だと思っております。これまで、教育の低迷化に際し、いつも言われてきたことが「教員の質」でした。これは的外れだと思っております。

これまで5年に渡り、厚生労働省の過労死防止等推進シンポジウムの運営に携わってきました。現場の状況を踏まえ、教員の勤務実態について、その改善策を模索していきたいと考えております。そして、まずは教員自身の働き方を考えていけばよいと思われれます。



甲府地裁へ提訴
左から、保坂忠史さん
小笠原忠彦弁護士
深澤佳人

記者会見の様子
左から、山際 誠弁護士
深澤佳人
小笠原忠彦弁護士

